平成２７年（フ）第１８６５号
福岡市博多区神屋町７番18―104号
債務者　藁谷　宗平
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８３号
福岡市東区香椎台４丁目９番12―203号
債務者　宇都宮隆廣
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８８号
福岡市西区今宿１丁目23番３―202号
債務者　寺田　英紀
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８９号
福岡市西区今宿１丁目23番３―202号
債務者　寺田今日子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９７号
福岡市博多区博多駅前４丁目18番18―702号
債務者　永田　雄大
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋790番地１　多ノ津団地　６棟210号
債務者　山田　一隆
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１号
福岡市西区愛宕南２丁目12番12―305号
債務者　岩本　文江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市弥生町２丁目９番１―105号
債務者　倉田　経一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７６４号
仙台市青葉区栗生４丁目17番地の８　ＳＤハイツ２－Ｇ
債務者　藤原友理奈
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字内山118番地　折口原団地1202
債務者　鈴木　和代
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第４０２号
兵庫県加古川市平岡町土山199番地の１
債務者　山崎　秀子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４７１号
兵庫県姫路市飾磨区構４丁目1231番地65
債務者　真崎　時次
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７６４号
広島市中区東平塚町８番19―404号
債務者　横田十四廣
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０７号
広島市西区草津東２丁目16番12―401号
債務者　三田尾雅春
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３０号
北海道苫小牧市拓勇東町３丁目20番３号　ファインステージ203
債務者　丸山　千恵
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２号
群馬県みどり市大間々町大間々781番地　高沢アパート２号
債務者　前原　紀文
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１２４号
鳥取県米子市皆生新田３丁目20番５号、前住所鳥取県米子市上福原1295番地３
債務者　余根田　聖
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１３５号
鳥取県境港市花町43番地、前住所鳥取県米子市米原４丁目１番56号　102号
債務者　坂上奈々子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部